

## 被災地子どもの夢実現事業企画運營業務委託に係る受託者募集要領

愛媛県では平成30年7月豪雨で被災された子どもたちやその家族の明るく前向きな気持ちを後押しするとともに、復興への歩みの中で育んだ絆や交流を一層深め、未来へ向けて夢や希望を持って歩んでいただくきっかけづくりを目的に「被災地子どもの夢実現事業」を実施します。

つきましては、本事業の実施にあたり、優れた企画力や遂行力を有し、本事業の受託を希望する事業者を次のとおりプロポーザルにより募集します。

なお、気象条件の悪化や自然災害の影響等により、事業の内容を変更、または事業を中止させていただく場合がありますので、予めご留意願います。

### 1 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 被災地子どもの夢実現事業企画運營業務
- (2) 業務内容 別紙「公募型プロポーザル企画提案仕様書」のとおり
- (3) 提案限度額 3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
なお、提案限度額を超える提案については、無効とします。
- (4) 契約期間 契約締結日から令和7年3月31日(月)まで

### 2 応募資格

本企画提案に応募しようとする者は、当該事業を的確に遂行する能力を有する民間団体等であり、次の(1)から(7)までの全ての要件を満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者ではないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続きを行っている者でないこと。
- (4) 国税及び都道府県税の滞納がない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (6) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。
- (7) プライバシーマーク、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はこれらと同等の個人情報保護に関する体制が整備されていると認められること。

### 3 スケジュール

項目	日程
期間提案参加募集開始・質問受付開始	令和6年8月23日（金）から
質問受付・参加申込書提出期限	令和6年9月2日（月）まで
企画提案書受付開始	令和6年9月5日（木）から
〃 〆切	令和6年9月24日（火）必着
プレゼンテーション審査	令和6年10月3日（木）予定
審査結果の通知	令和6年10月上旬予定

#### 4 質問

企画提案の募集にあたり、質問事項がある場合は、質問書（様式2）を提出してください。口頭による質問は受け付けません。

また、提案書類の記載内容及び評価基準に関する質問、他の応募者からの提案書提出状況に関する質問、積算に関する質問等は、公平性の確保、及び公正な選考を妨げる恐れがあるので受け付けません。

(1) 受付期限 令和6年9月2日（月）13時00分まで

(2) 質問の提出方法

メールのタイトルを「【質問書】被災地子どもの夢実現事業」としたうえで、次のメールアドレスへ提出してください。

E-mail : shoushikadanjo@pref. ehime. lg. jp

(3) 回答

質問に対する回答は、令和6年9月4日（水）までに、愛媛県ホームページにて公開します。

#### 5 プロポーザルへの応募表明

プロポーザルへ応募する場合は、プロポーザル参加申込書（様式1）を提出してください。

(1) 提出期限 令和6年9月2日（月）まで

（持参する場合の受付時間：平日の8時30分から17時15分まで）

(2) 提出場所 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室  
企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2（県庁第1別館5階）

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留必着）により上記の提出期限までに提出してください。

(4) その他

応募表明後、辞退する場合は企画提案辞退届（参考様式4）を提出してください。

#### 6 企画提案書類等の提出

(1) 企画提案書類

次に掲げる書類①～④を全て提出してください。ただし、企画提案書類の提出日において、県の令和4～6年度競争入札参加資格を有する者は、書類④の提出を省略することができます。

① 企画提案の提出書及び申告書（様式3）・・・1部

② 企画提案書（参考様式1）・・・正1部、副（写し）4部

③ 見積書（参考様式2）・・・正1部、副（写し）4部

④ 会社概要書（一部業務を委託する予定の会社を含む。）（参考様式3）

・・・正1部、副（写し）4部

(2) 提出期間 令和6年9月5日（木）から9月24日（火）17時15分まで

(持参する場合の受付時間：平日の8時30分から17時15分まで)

- (3) 提出場所 愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室  
企画グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2 (県庁第1別館5階)

- (4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は書留必着)により上記の提出期間必着にて提出してください。

## 7 参加に際しての注意事項

- (1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格となります。

- ① 審査員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ② 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- ④ 企画提案書類に虚偽の記載をした場合
- ⑤ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

- (2) 無効事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 1(3)提案限度額を超えた見積額を提示した場合

- (3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

- (4) 複数提案の禁止

複数の提案書の提出はできません。

- (5) 提出書類変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

- (6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

- (7) 費用負担

提出書類の作成、提出等プロポーザル応募に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

- (8) その他

参加者は、応募申請書の提出をもって、本募集要領の記載内容に同意したものとします。

## 8 見積書作成に当たっての注意事項

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積書に記載してください。提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

## 9 委託事業者の選定及び評価方法

### (1) 選定方法

県が別に定める審査員により審査を行う。

(4) 審査項目に基づき、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査・評価を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等の最も優れた企画を提案した者を委託候補者として選定します。

なお、応募状況により、書類審査のみとする場合があります。

### (2) 一次審査について

応募者多数（6者以上）の場合は書類審査を行い、審査を通過した者のみ、プレゼンテーションを実施します。

（5者以下の場合は、全応募者にプレゼンテーション審査を実施します。）

### (3) プレゼンテーション審査

① 実施日：令和6年10月3日（木）（予定）

② 実施場所：県庁（予定）

③ プレゼンテーションの所要時間（1提案者あたり）：

プレゼンテーション 15分以内

審査員からの質疑 15分程度

④ 注意事項：

- ・説明は提出期限までに提出した企画提案書により行うものとし、プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを行う場合は、スライドを印刷した資料を審査当日までに6部用意してください。
- ・各参加者の開始時間は、後日通知します。
- ・プレゼンテーション参加人数は、1提案者あたり3名までとし、前日までに報告してください。
- ・パソコン、プロジェクターは県で用意します。他に必要な機材は、提案者が用意するとともに、事前に県（少子化対策・男女参画室）まで連絡してください。
- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・指定時間に10分以上遅れた場合は、審査対象としません。
- ・指定時間に遅刻（10分未満）した参加者のプレゼンテーションの所要時間の延長は認めません。
- ・審査に当たり、次の期間内に個別に提案内容の確認を行うことがあります。
  - ア 期間 プロポーザル審査の前日まで
  - イ 方法 参加申込書に記載された連絡先に電話又は電子メールで行う。

### (4) 審査項目及び評価内容

#### ①企画提案内容

- ・イベント：子どもの夢を実現できる企画であること、幅広い年齢層の子どもを対

象とした魅力的な構成であること

- ・ 広報：被災地域の子どもたちの誘客につながる効果的な広報、復興に励む被災地のPR

## ②業務実施能力

- ・ 実施体制：業務遂行能力の有無、類似業務の実績
- ・ 見積金額：積算の妥当性等

## (5) 委託候補者の決定

上記の審査項目について、提出書類及び参加者によるプレゼンテーションにより審査を行い、審査員が評価・採点し、総評価点が最高点の者（基準点（6割）以上の場合に限る。）を委託候補者とします。

最高点の者が複数いる場合は、審査員の協議によって決定します。

応募者が1名のみの場合、審査結果において基準点（6割）を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

なお、基準点（6割）を満たすものがない場合は、再度公募します。

## (6) 審査結果の通知及び公表

委託候補者決定後、速やかに各提案者に文書にて通知するとともに、愛媛県ホームページに以下の項目を公表します。

- ① 委託候補者の名称及び評価点
- ② 委託候補者の選定理由

## 10 委託契約について

委託候補者と条件等を協議の上、仕様書の内容を確定し契約を締結します。協議が整わなかった場合、もしくは委託候補者が契約を辞退した場合には、評価得点が次点の者と協議することとします。

また、企画提案の内容については、委託候補者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、協議による変更を求めることがあります。

## 11 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせることができません。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

### (2) 個人情報保護

委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### (3) 守秘義務

業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

### (4) 知的財産権の取扱

事業の実施により生じた著作権等の知的財産権は、原則として県に帰属することになります。

12 担当及び問い合わせ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2

愛媛県保健福祉部生きがい推進局子育て支援課少子化対策・男女参画室企画グループ

T E L : 089-968-2467

F A X : 089-912-2409

E-mail : shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp